

大型クラゲ被害によるぎょさい事故状況

～ 17年度クラゲ被害支払速報 ～

去る1月19日(木)「第1回大型クラゲ対策全国協議会」が農林水産省共用会議室で開催され、大型クラゲの出現状況や改良漁具技術等についての現状と今後の展開、「大型クラゲ被害対策防止緊急総合対策事業」の事業内容等についての報告がありました。その中で、大型クラゲによる被害状況について水産庁沿岸沖合課のとりまとめによると、底曳網漁業、定置網漁業、刺し網漁業、まき網漁業などで操業時の作業量増大、漁獲量の減少、品質・鮮度低下による魚価下落、網の損傷、早期切り上げ等約10万1千件にのぼるとの報告があったところです。

17年度の大型クラゲによる漁業被害に対して漁業共済は、1月末現在で約1億4千万円の共済金を支払っており、さらに2月は、青森県、岩手県、福井県、新潟県、京都府、福岡県の定置網漁業に対して1億円を超える共済金を支払う予定になっております。

大型クラゲ被害による事故状況（1月末時点）

| 県名 | 主な被害状況 |
|-----|---|
| 青森県 | ・さけ定置網（9、10月操業妨害等による被害等） ・10トン未満漁船（漁具破損被害等操業妨害等） |
| 富山県 | ・定置網（操業妨害等による被害等） |
| 福井県 | ・定置網（9月からの操業妨害により、操業出来ず、早期切り上げを余儀なくされるなど。） |
| 京都府 | ・定置網（クラゲによる定置網損壊被害） |
| 兵庫県 | ・底曳網・10トン未満漁船（操業妨害等） |
| 島根県 | ・定置網（操業妨害・早期切り上げを余儀なくされるなど。） |

16年の観測史上最多となる台風上陸や今年の日本海の大雪など、異常と思える事象が続出していますが、漁業の場合は自然を相手にしていることから、収入の変動は当然一般社会より大きいものがあります。

漁業共済制度は、異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補填し、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的として創設された事業であり、いざ漁業被害が発生した場合でも「漁業共済に加入しているから大丈夫です！」と言えるように、加入の拡がりが見込まれるところです。皆様の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。